

各種規定の変更について

商品改定に伴い、規定を一部変更いたしました。
変更箇所は以下のとおりです。

1. 変更対象規定

総合口座取引規定・自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）
自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（スーパー定期）・自由金利型定期預金規定（大口定期）
退職金専用定期預金「ハッピーステージ」規定・「株主さまご優待定期預金」規定
年金予約者専用定期預金「しあわせ賛歌1」規定・年金受給者専用定期預金「しあわせ賛歌2」規定
「ポイントサービス専用定期預金」規定・「運転免許自主返納応援定期預金」規定・期日指定定期預金規定
坊っちゃん自由定期預金規定・マドンナ長期定期預金規定・通知預金規定（証書式）
変動金利定期預金規定 単利型・変動金利定期預金規定 複利型

2. 変更点

	現 行	変 更 後
総合口座	<p>14.（解約等）</p> <p>（1）普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払って下さい。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。</p>	<p>14.（解約等）</p> <p>（1）普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払って下さい。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳を発行します。</p>
総合口座以外	<p>（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ）、当店で返却します。</p> <p>（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）</p> <p>（1）証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（2）証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>（3）預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。</p> <p>（定期預金証書の発行中止） 記載なし</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>（証券類の受入れ）</p> <p>（1）変更なし</p> <p>（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、当店で返却します。</p> <p>（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）</p> <p>（1）変更なし</p> <p>（2）証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>（3）変更なし</p> <p>（定期預金証書の発行中止）</p> <p>（1）2022年1月20日以降、定期預金証書の新規、繰越などの発行手続きを廃止しました。</p> <p>（2）ご希望される場合については、通帳への切替が可能ですが、解約時まで定期預金証書を保管することもできるものといたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

3. 変更日

2022年1月20日（木）

以 上